

池田町空き家家財道具処分支援事業実施要綱

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家内の家財道具を処分し、池田町住情報ステーション（空き家バンク）に登録した者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、空き家の利活用の促進を図ることで、未活用であった空き家の売却・賃貸を促進させ、老朽建物を未然に防ぎ、町民の住環境の向上と定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 家財道具 居住部分に供されていた家にある家具・器具・衣料など（使用されず放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨）をいい、店舗併用住宅においては、店舗部分に供されていたものは除く。
- (2) 空き家 現に池田町固定資産税台帳に登録されている、専ら居住の用に供される一戸建ての家屋（賃貸業用住宅、集合住宅及び居住部分の面積割合が2分の1に満たない店舗併用住宅は除く。）で、現に居住の用に供されていない家屋。
- (3) 対象物件 この要綱により処分及び運搬の対象となる家財道具が存する空き家をいう。
- (4) 所有者 空き家等及びその土地に係る所有権又は売却若しくは賃貸する権利を有する者をいう。
- (5) 身内 所有者の二親等以内の親族をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、この要綱の実施日以降に、町内に存する空き家の家財道具を処分及び運搬(以下「家財道具処分」という。)する者で、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 空き家所有者
- (2) 市区町村税及び町使用料等を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属していない者
- (5) 自ら家財道具処分を行わず、第三者に委託する場合は、池田町一般廃棄物処理業者名簿に記載されている町内業者（以下「業者」という。）に委託する者。
- (6) 身内以外に賃貸又は売買を目的として、対象物件を池田町住情報ステーションへ登録している者又は登録を予定している者。
- (7) 対象物件に対し、この要綱による奨励金の交付を受けたことがない者。

(事業対象経費)

第4条 奨励金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) ごみ収集及び運搬費
- (2) 一般廃棄物処理費
- (3) 特定家庭用機器リサイクル費
- (4) 遺品整理作業費
- (5) ハウスクリーニング、排水管清掃などの費用
- (6) その他町長が必要と認めたもの

(奨励金の額及び交付方法)

第5条 奨励金の額は、予算の範囲内において、対象経費に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円とする。

2 奨励金は池田町商工会が発行する商品券又は協同組合池田町ワインスタンプ会が発行する商品券により交付するものとする。

3 町外に住所を有する者については、現金により受け取ることが出来る。

4 現金で受取りを希望する場合は、決定された額の100分の80を乗じた額を限度とする。

(利用申請)

第6条 奨励金の利用申請は、交付対象物件内の家財道具処分を行う日よりも前に行わなければならない。

2 奨励金の利用決定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、池田町空き家家財道具処分支援事業利用申込書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象物件の位置図、見取り図
- (2) 対象物件の全部事項証明書又は所有証明書(いずれも交付申請日前3か月以内に交付されたものに限る。)
- (3) 家財道具処分に係る経費の見積額及びその内訳がわかるもの(自ら家財道具等処分を行わない場合は、業者が作成した見積書)
- (4) 家財道具処分前の室内の写真及び外観
- (5) 店舗併用住宅の場合は、居住面積が明らかになる平面図及び面積計算書
- (6) 市区町村税を滞納していないことが確認できる書類(町外者のみ)
- (7) その他町長が必要と認める書類

3 申請者が前項の申請を取り下げるときは、池田町空き家家財道具処分支援事業利用取下書(様式第2号)により、町長に届け出なければならない。

(奨励金の利用決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る事項を審査その他必要な調査の上、その適否を決定し、適当と認めるときは、池田町空き家家財道具処分支援事業利用決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときは、池田町空き家家財道具処分支援事業不利用決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第8条 交付対象者は、家財道具等処分が完了した日から30日又は当該年度の最終日のいずれか早い日までに、池田町空き家家財道具処分支援事業奨励金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）家財道具の処理内容を証明する書類の写し又はこれらに属する書類
- （2）事業費に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し
- （3）処理完了後の写真（第6条第1項第4号と同じ箇所を撮影したもの）
- （4）池田町住情報ステーションの登録完了書の写し
- （5）現金交付を選択した場合は、支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票（町外者のみ）

（6）その他町長が必要と認める書類

（奨励金の額の決定等）

第9条 町長は、前条に規定する交付申請書を受領したときは、審査を行い、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、申請者に対して池田町空き家家財道具処分支援事業奨励金交付決定通知書（様式第6号）により通知し、奨励金を交付する。

2 申請者は、前項による奨励金を受領したときは、池田町空き家家財道具処分支援事業奨励金受領書（様式9号）を町長に提出しなければならない。

（立入検査等）

第10条 町長は、事業の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は当該者の承諾を得た上で職員を当該対象住宅に立ち入らせた上、関係書類を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他の不正行為により奨励金の交付決定又は交付を受けたとき。
- （2）奨励金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、池田町空き家家財道具処分支援事業奨励金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付対象者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第13条 町長は、前条第1項の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る事項について既に奨励金が交付されているときは、交付対象者に対し、池田町空き家家財道具処分支援事業交付金返還命令書(様式第8号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

2 前項の規定により奨励金の返還の命令を受けた者は、当該奨励金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(事業期間)

第14条 事業期間は平成31年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(池田町補助金等交付規則の準用)

第15条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付等に関し必要な事項は、池田町補助金等交付規則(平成2年規則第34号、以下「交付規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。また、その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。